

資料2

豊橋市上下水道モニター委員会設置要綱

(設置)

第1条 豊橋市の上下水道事業の健全な運営に資するため、豊橋市上下水道モニター委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(目的)

第2条 委員会は、上下水道事業に関する事項について、豊橋市水道事業及び下水道事業管理者（以下「管理者」という。）に意見、提言する。

(組織)

第3条 委員会は、8名以内の委員で組織する。

2 委員は次に掲げるもののうちから管理者が委嘱する。

- (1) 市民および学識経験を有するもの。
- (2) その他管理者が適当と認めるもの。

3 委員の任期は3年以内とし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第4条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会議を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、会長が招集する。

(関係者の出席)

第6条 会長は、必要と認めるときは、委員会に関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、上下水道局総務課で処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年12月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年10月1日から施行する。